

## 信頼回復・企業再生に向けた再発防止対策の実施状況について

### 1. 平成19年度第3回企業倫理委員会意見への対応状況について

意見を踏まえた取締役会検討指示事項①
<p>来年度の取り組みについて、日常業務への移行が形式的にならないように、また、移行する各施策がマンネリ化しないようにしていくこと。</p>
検討指示事項への対応状況
<p>○ 再発防止対策から日常業務への移行（区分変更）は、形式的にならないように、各主管箇所の本部長・部門長が施策の実効性と移行基準に沿っているかどうかの自己評価を行うとともに、内部監査部門のヒアリング等による妥当性評価を踏まえ、移行を決定する。検証部会でこれを取りまとめ、経営会議、取締役会に報告することにより、形式的にならないよう歯止めをかけていく。</p> <p>○ 日常業務に移行後も、各主管箇所が自律的にPDCAサイクルをまわして、必要な施策の見直しを継続的に行うことを通じて、マンネリ化を防止し、実効性の維持向上を図る。また、研修や教育など意識啓発に向けた取り組みについては、受講者に新鮮味が感じられるものとなるよう「手を変え品を変え」創意工夫していく。</p>

意見を踏まえた取締役会検討指示事項②
<p>取り組みを継続することで目標を達成する施策は、これからが重要となるため、検証部会の解散判断を含め、実効性をどのように担保していくか十分な検討を行うこと。</p>
検討指示事項への対応状況
<p>○ 取り組みを継続することで目標を達成する施策については、実効性を担保するため、取り組み状況の確認および評価結果を定期的かつ継続的に経営層に報告できるよう検討する。</p> <p>○ 検証部会は、全ての施策の日常業務への移行を確認するとともに、上記の手順を明確にするなどの役割を担っており、解散の判断にあたってはこれを十分考慮していく。</p>

## 2. 再発防止対策の平成19年度実施状況について

### (1) 平成19年度末実施状況

再発防止対策60件については、前回報告時点で全て実施段階に移行しており、別紙1の考え方にに基づき、平成19年度末時点で評価・確認した結果、完了した施策が7件、日常業務に移行する施策が16件となっている。

#### ■前回報告内容から進捗した主な施策は以下のとおり

##### 【全社共通施策】

- 職場展開のための研修の充実
  - ・職場での話し合い研修の実施結果を確認(3/末)
- 内部監査体制の充実
  - ・平成19年度に実施した監査結果を経営会議等に報告(2/末)
  - ・強化した内部監査に関する要領等制定を完了(3/末)

##### 【設備別施策(水力)】

- ダム計測業務の継続性を確保する運用(標識の喪失対策)
  - ・喪失対策が必要な個所の対策が完了(3/末)
  - ・全ての標識について管理台帳の作成が完了(3/末)

##### 【設備別施策(火力)】

- 緊急時の対応ルールの明確化
  - ・防災訓練実施報告書の様式を要則へ追加(3/中)
  - ・事業所訪問による実施状況の確認・評価完了(3/末)
- トップマネジメントによる意識付け
  - ・下期事業所訪問分について評価完了(3/末)
- 技術習得機会の充実
  - ・実施結果の確認・評価完了(3/末)
- 記録・計器の改ざん防止対策策定
  - ・火力運用管理システム改造完了、説明会開催・運用開始(3/末)

##### 【設備別施策(原子力)】

- QMS高度化活動の実施〔AP1〕
  - ・2月より再構築した仕組み(品質保証総括組織、QMS文書化したシステム)により、不適合管理、マネジメントレビュー等を実施中
- 確実な予防保全の実施〔AP2〕
  - ・島根原子力発電所1, 2号機の予防保全5ヵ年計画の策定を完了(3/末)
- 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり〔AP5〕
  - ・安全文化の評価指標を策定(3/末)
- 国からの行政処分に関する取り組み〔AP8〕
  - ・特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応を完了(3/末)

## (2) 再発防止対策の主な見直し内容

### 【設備別施策（火力）】

「委託・請負業務の健全な取引関係の構築および適正性の確保」について、「第三者機関の測定等の組み入れ」を実施し、グループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い、平成20年3月に「妥当性の評価」を実施する予定であったが、一部の事業所での実施・評価が遅れ、総合評価の時期を平成20年4月に変更した。

また、「記録・計器の改ざん防止対策策定」について、基準・要則の見直しに加え、火力運用管理システムのソフト改造も実施することとした。

## (3) 内部監査部門による評価

内部監査部門により、以下の確認が行われた結果、再発防止対策の全施策が有効かつ適正に実施されているとの評価を受けた。

このうち、完了した施策は、実施により目的が達成されたことが確認され、また、日常業務に移行する施策は、その施策の仕組みが社内規程等に規定されて業務として継続して行うことが確認されている。

### 【確認内容】

- 再発防止対策の実施状況について、事業本部・部門および事業所計80箇所の聞き取り調査において指摘・提言した事項に対する主管部門の対応が適切であること
- 主管部門が実施した自己評価結果について、内部監査部門が確認した実施結果と齟齬がないこと、また、評価方法・内容が適切であること
- 日常業務化される施策は、社内規程類や業務運営方針等で規定されており、かつPDCAによる取り組みが継続して行われる仕組みであること

なお、内部監査部門から今後の取り組みについて、次のとおり追加要望がなされている。

### 【要望事項】

- 日常業務化された施策を確実に実施させるために、主管部門は実施状況を内部点検等により定期的に確認し必要な指導を行うとともに、規定した仕組みを継続的に改善することが望ましい。

### 3. 平成20年度の取り組みについて

#### (1) 平成20年度具体的行動計画

平成19年度末実施状況の評価・確認結果を踏まえ、平成20年度は、次の37施策について、具体的行動計画を定めて実施していく。

各施策の具体的行動計画の概要は別紙2のとおり。

区 分		全社共通 施策	設備別施策			合計
			水力	火力	原子力	
再 発 防 止 対 策	現行内容継続	1件	7件	5件	4件	17件
	見直し後継続	0件	0件	2件	0件	2件
	評価未実施	8件	9件	1件	0件	18件
計		9件	16件	8件	4件	37件

[参考]

日常業務へ移行した施策	3件	0件	9件	4件	16件
対策が完了した施策	6件	1件	0件	0件	7件

#### (2) 内部監査部門による確認

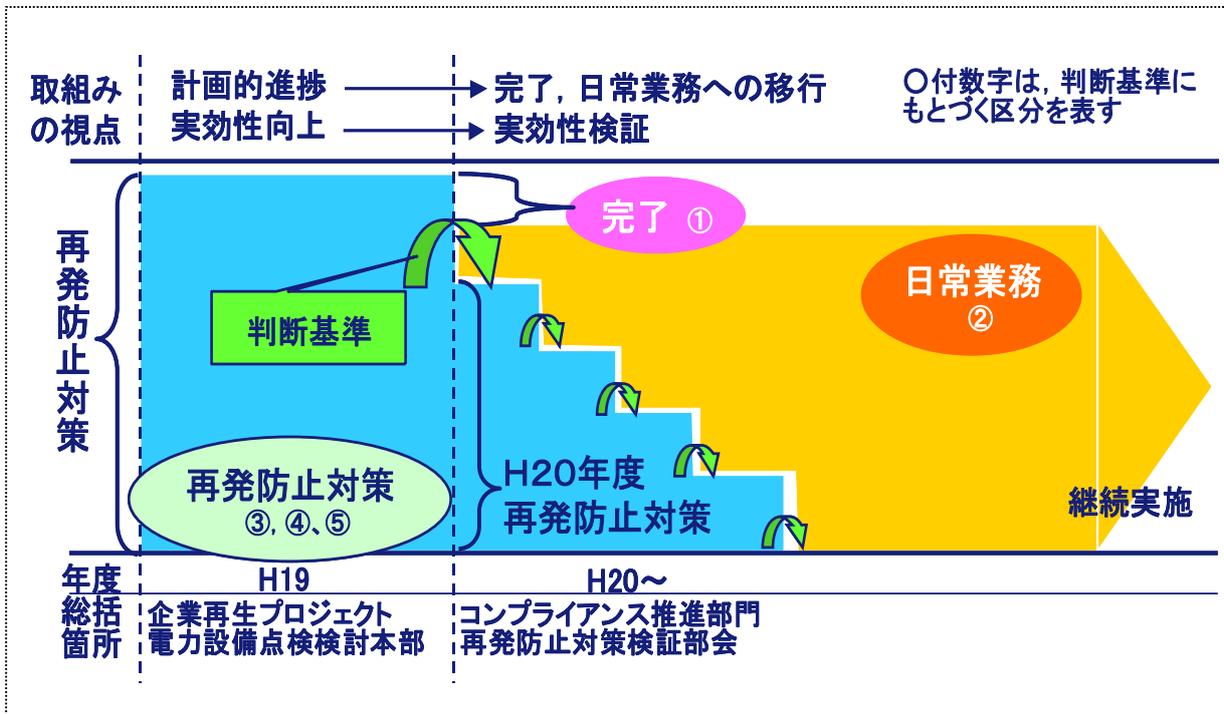
内部監査部門により、平成20年度の再発防止対策の計画内容について、次のとおり確認した。

- ① 各施策が、別紙1の基準に沿って、完了した施策、日常業務へ移行した施策および平成20年度も継続する施策（評価未実施の施策を含む）に、適切に振り分けられていること。
- ② 継続する施策の計画について内部監査部門が行った指摘・提言により、主管部門が計画の再検討・修正を行い、適切な計画としていること。

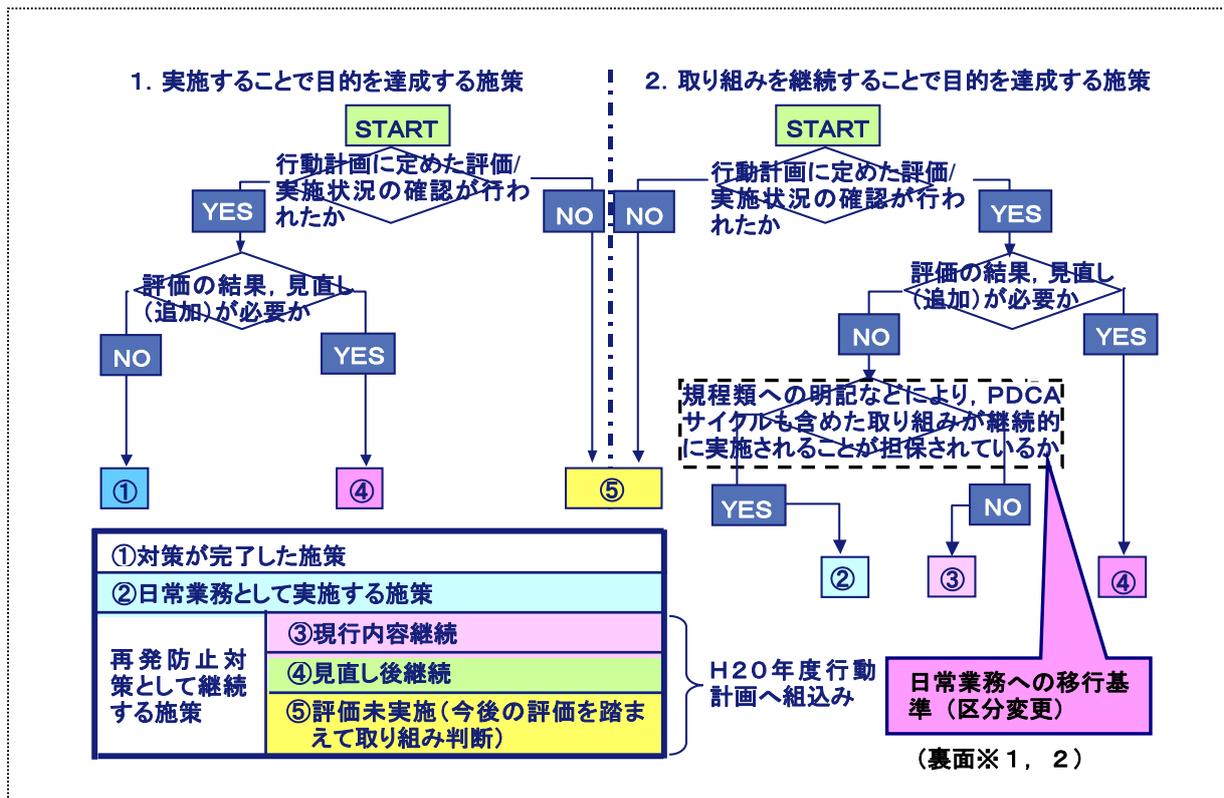
また、平成20年度も引き続き事業所等往査により再発防止対策（日常業務へ移行した施策を含む）の実施状況を確認するとともに、コンプライアンス意識の維持・向上に向けた各職場での取り組み状況を把握する。

再発防止対策の取り組みについての基本的な考え方

再発防止対策については、取り組み状況の評価を踏まえて、順次、日常業務化を図る。日常業務への移行等にあたっては、判断基準に基づき、客観性・透明性をもって行う。



〔判断基準〕



### ※1【移行基準の細部取扱い】

- 「取り組みが継続的に実施されることが担保」とは以下の要件のいずれかを満たす場合をいう。
  - ・規程, 準則, マニュアルの中に, 当該施策の取り組みについて規定している。
  - ・担当の業務分掌（各本部・部門等の組織細則の業務分掌表, 業務および職位の編成表）の中に, 当該施策について記載している。
  - ・業務運営方針もしくはコンプライアンス推進計画の中に, 当該施策について「継続的な取り組み」として記載している。

### ※2【具体的な移行の手順】

1. 主管箇所の本部長・部門長が施策の実効性と移行基準に沿っているかどうかを自己評価
2. 考査部門長が, ヒヤリング等により移行の妥当性を評価
3. 主管箇所の本部長・部門長が, 上記2を踏まえ移行を決定
4. 検証部会がこれを取りまとめ, 経営会議, 取締役会へ報告

## 平成20年度 再発防止対策具体的行動計画の概要

※網掛け部分が平成20年度具体的行動計画

## 【全社共通】

三つの柱	施策名	H20年度の取り組み	施策の概要	継続実施の担保	評価方法 (評価未実施施策のみ)
不正をしない意識・ 正す姿勢	■コンプライアンス経営推進宣言	日常業務へ移行	新たに役員および組織の責任者となる者が「コンプライアンス経営推進誓約書」に署名するとともに、常に確認できるよう執務室内への掲示等を行う。	全社コンプライアンス推進計画に明記	—
	■企業倫理委員会の機能強化	完了	—	—	—
	■コンプライアンス強調月間の設定	再発防止として実施 (評価未実施)	11月に「コンプライアンス強調月間」を実施する。 (具体的な実施内容は、評価結果を踏まえ検討する。)	全社コンプライアンス推進計画に明記	職場実態・社員意識調査 (H20/6)
	■コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり		PC画面を利用した「3つの行動」の意識付けや風化防止ビデオの放映による意識喚起を行う。 (具体的な実施内容は、評価結果を踏まえ検討する。)		
	■経営層等を対象とした研修の充実	再発防止として実施 (現行内容継続)	内容の充実を図り実施したH19年度研修をベースとし、講義形式・討議形式の研修を実施する。		—
■職場展開のための研修の充実	再発防止として実施 (評価未実施)	相談対応研修や教育インストラクター研修等を実施する。 (具体的な実施内容は、評価結果を踏まえ検討する。)	職場実態・社員意識調査 (H20/6)		
■内部通報制度の充実	完了	—	—		—
不正を隠さない意識・ 企業風土づくり 仕組み	■隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり	再発防止として実施 (評価未実施)	言い出すことにインセンティブが働く取扱いについて、懲戒取扱要則等に明記しており、評価結果を踏まえ、必要に応じて仕組みの見直しを行う。	懲戒取扱要則に明記	職場実態・社員意識調査 (H20/6)
	■不具合が発生した場合の対応方法の明確化		保安情報を共有するデータベースの運用状況を確認するとともに、「全社事故情報検索システム」に登録・一元化した事故情報を水平展開し、9月に実施するアンケート調査により運用が適正であることを評価する。	保安規程・全社事故情報検索システム操作マニュアルに明記	利用状況アンケート (H20/9)
	■業務点検を行う機会の設定		「ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性確認」をコンプライアンス強調月間の期間中を中心に実施する。(具体的な実施内容は、評価結果を踏まえ検討する。)	全社コンプライアンス推進計画に明記	職場実態・社員意識調査 (H20/6)
	■本社による現業機関へのサポートの強化		本社相談窓口における相談対応を実施し、本社取りまとめ箇所(経営企画部門)が実施状況の把握を行い、経営層への報告を行う。(評価結果を踏まえ、必要に応じて仕組みの見直しを行う。)	本社相談窓口の具体的な取扱いの全社公開等	
	■職場でのコミュニケーションの充実		職場実態・社員意識調査を実施し、分析結果の各職場へのフィードバック等を実施する。	全社コンプライアンス推進計画に明記	
	■部門の枠を越えた人事交流の推進	日常業務へ移行	必要に応じて人事異動方針の内容を見直しのうえ、人事交流を継続していく。	人事異動方針に明記 (人活コンプライアンス推進計画書で管理)	—
不正をさせない 業務運営	■経営機構の改革	完了	—	—	—
	■保安規程の変更				
	■電気事業法施行規則の改正に伴う変更				
	■本社のリーガルチェック機能の充実・強化	日常業務へ移行	保安監査機能および原子力部門内部監査をそれぞれ強化し、監査の要領類を制定して、平成20年度以降継続して監査を行う。 各組織と内部監査部門との人事交流については前項「部門の枠を越えた人事交流の推進」と同様。	「保安監査要領」、「原子力安全管理監査要領」等に明記	—
■内部監査体制の充実					

## 【水力設備】

三つの柱	施策名	H20年度の取り組み	施策の概要	継続実施の担保	評価方法 (評価未実施施策のみ)
正しい意識・ 正す姿勢	■トップマネジメントによる意識付け	再発防止として実施 (現行内容継続)	流通事業本部長ほか電力所を訪問しコンプライアンス最優先の方針を徹底する。	業務運営方針に記載(予定)	—
	風土づくり 不正を隠さない 仕組み・企業		■管理職への継続的意識付け	管理職研修会においてコミュニケーションおよび情報展開の重要性を徹底する。	研修計画書に記載 〔流通関係社員育成要則に記載済〕
■本社による現業機関等へのサポート強化			水力サポートラインを設置し、電力所からの相談窓口を明確化する。	組織運営細則に基づく業務分担表に記載(予定)	—

平成20年度 再発防止対策具体的行動計画の概要

※網掛け部分が平成20年度具体的行動計画

(水力設備続き)

三つの柱	施策名	H20年度の取り組み	施策の概要	継続実施の担保	評価方法 (評価未実施施策のみ)
不正をさせない業務運営	■自主保安を適切に行うための取り組み強化	再発防止として実施 (評価未実施)	他電力会社の事故情報を「全社事故情報検索システム」に登録し、水平展開をはかる。	準則・マニュアル類に記載 (予定)	利用状況アンケート (H20/9)
	■法令手続きに係る適正性の体制の整備		部門横断的かつ責任の所在を明確にした河川法令遵守の確認体制を構築する。	河川法マニュアルに記載	内部チェックおよび品質委員会 (H20/5)
	■法令に係る事前相談の実施		河川法令に係わる許認可要否の事前相談を国土交通省に行う。		
	■定期的な自己点検		河川法令が遵守されていることを確認するため自己点検を実施する。	水力設備点検委員会運営要領に記載	水力設備点検委員会 (H20/6)
	■手続き・報告業務のルール明確化・標準化		水力設備について、電気事業法、河川法等の手続きマニュアルを制定する。	官庁手続きマニュアルに記載	内部チェックおよび品質委員会 (H20/5)
	■ダム計測業務の継続性を確保する運用		測量に使用する標識を必要個所には複数設置する等、標識喪失対策を策定する。	準則・マニュアル類に記載 (予定)	内部チェック (H20/4)
	■品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化		電力所において監督官庁への許可・届出が適切に行われているか本社が内部チェックする。	内部監査手順書に記載	内部チェックおよび品質委員会 (H20/5)
	■「ダム計測者連絡会」の設置	再発防止として実施 (現行内容継続)	ダム計測者連絡会を設置し、計測データの評価方法等について情報交換する。	ダム計測者連絡会運営要領に記載	—
	■電気を専門とする業務管理者を含めた情報共有の推進		電気を専門とする管理者がダム計測者連絡会、ダム主任会議への参加し、情報共有化をはかる。	準則・マニュアル類に記載 (予定)	—
	■階層別教育項目の追加		階層別研修会において不適切な事案等を題材に法令研修を行う。	研修計画書に記載 〔流通関係社員育成要則に記載済〕	—
	■特別研修	完了	—	—	—
	■電気を専門とする業務管理者への知識習得支援	再発防止として実施 (現行内容継続)	eラーニング等により電気を専門とする業務管理者への知識習得支援を行う。	準則・マニュアル類に記載 (予定)	—
	■法令に基づく検査業務について、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備	再発防止として実施 (評価未実施)	速報値の提出など、法令に基づく検査業務の適正性を確保するためのルールを設定する。		内部チェックおよび品質委員会 (H20/5)
■牽制機能を導入・徹底		他の委託先によるサンプル測定など、牽制機能を導入する。			

【火力設備】

三つの柱	施策名	H20年度の取り組み	施策の概要	継続実施の担保	評価方法 (評価未実施施策のみ)
正す意識・不正をしない意識	■トップマネジメントによる意識付け	再発防止として実施 (現行内容継続)	電源事業本部部長(火力)他による事業所訪問を実施し、コンプライアンスに関する意識を向上させる。講話と意見交換を実施し、コンプライアンス最優先の意識の定着状況について聞き取りする。	業務運営方針に記載 (予定)	—
	■法令遵守が出力確保に優先することを行動指針として徹底		火力部門行動規範を作成し発信するとともに、所長およびライン管理者を対象に規範の活用を徹底した。今後は、法令遵守に対する意識の徹底として「火力部門技術系社員業務教育要則」に基づき法令教育を計画・実施し、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。	火力部門技術系社員業務教育要則に規定	—
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	■緊急時の対応ルールの明確化	日常業務へ移行	緊急時の通報基準を事象別に整理し通報連絡システムを見直すとともに、実通報訓練を制定し訓練の充実を図った。今後は、「火力非常災害対策細則」に基づき緊急時の対応および通報訓練を実施する。また、訓練実施後は、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。	火力非常災害対策細則に規定	—
	■不具合等が発生した場合のルールの明確化		設備不調時の対応操作、記録類が管理値を超過した場合の理由記載および管理値を外れた値を計測した場合の取り扱い等について、汽力発電所運用維持要則他で定める運転操作要領書、運転管理要領書、検査要領書を見直し明確化を図った。今後は、関係要則および見直した要領書に基づき対応を実施し、PDCAサイクルを回していく。	汽力発電所運用維持要則、火力関係保安業務管理要領、品質管理システム、防災規程類管理要領に規定	—
	■ナレッジシステム活用による情報共有化の促進	再発防止として実施 (見直し後継続)	ナレッジシステムに、9電力の不適切事案・再発防止対策情報を登録し共有化を実施するとともにナレッジシステム活用促進のための補完教育を実施した。事業所訪問やアンケートの結果より、検索結果を更に参照し易くする対策が必要と判断したため、その対策および運用説明会を実施するとともに、事業所訪問により活用状況を確認・評価し、業務要領等へ記載する。	業務要領等に記載 (予定)	—
	■本社に技術的相談ができる部署を設置	日常業務へ移行	火力品質管理担当および火力環境管理担当を設置し、技術的な問合せへの対応、技術情報の提供等現業機関へのサポート体制を強化した。今後は、火力品質管理担当が各事業所を訪問し、サポート体制について意見交換を実施しPDCAサイクルを回していく。	全社電話帳および部門ホームページに掲載	—
	■行政とのコミュニケーションの充実	再発防止として実施 (現行内容継続)	事業所訪問により実施件数と行政側の感触をもとに評価し、定着状況を確認する。	業務運営方針に記載 (予定)	—

平成20年度 再発防止対策具体的行動計画の概要

※網掛け部分が平成20年度具体的行動計画

(火力設備続き)

三つの柱	施策名	H20年度の取り組み	施策の概要	継続実施の担保	評価方法 (評価未実施施策のみ)
不正をさせない業務運営	■コンプライアンス最優先の業務運営の徹底	再発防止として実施 (現行内容継続)	業務運営実施状況報告によりコンプライアンス最優先の業務運営が行われていることを確認する。	業務運営方針に記載 (予定)	—
	■品質管理システムの見直し	日常業務へ移行	定期事業者検査着手遅れ、保安日誌データ改ざん、ボイラ肉厚記録改ざんに対する再発防止対策およびあいまいな表現の排除について「品質管理システム」を点検し見直すとともに、教育・訓練として内部監査員スキルアップ研修を実施した。今後は、品質管理システムに基づき品質管理活動を実施する。	品質管理システムに規定	—
	■環境管理システム(EMS)の見直し	日常業務へ移行	「環境方針」「大気、排水、海水温度等環境に関する管理事項」「環境管理教育の充実」および「環境管理相互点検」について、「環境管理システム」を点検し見直すとともに、システムに則り内部監査ならびに環境管理勉強会を実施した。今後は、環境管理システムに基づき環境管理活動を実施する。	環境管理システムに規定	—
	■法令説明・解釈集の充実	再発防止として実施 (見直し後継続)	業務に関係する法令や協定等を洗い出した説明・解釈集の作成・公開および業務要領書の見直しを実施した。今後は、法令説明・解釈集のレビューを確実に実施する仕組みが必要と判断したため、点検手順他を示した運用要領を作成し運用・評価する。	運用要領に記載(予定)	—
	■ラインチェックの充実	日常業務へ移行	法令に基づく届出の要否確認を行うための届出チェック表を作成し、運用開始するとともに、法令・協定等に関する教育をライン管理者に対して実施した。今後も、「汽力発電所運用維持要則」に基づき、工事計画、施行立案時には届出チェック表による確認を行う。また、法令・協定に関する知識の習得として「火力部門技術系社員業務教育要則」に基づき法令教育を計画・実施し、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。	汽力発電所運用維持要則、 火力部門技術系社員業務 教育要則に規定	—
	■発電所相互での点検活動	再発防止として実施 (現行内容継続)	再発防止対策(継続実施する施策および日常業務化した施策)が確実に実施されていることを発電所相互点検および品質管理担当の事業所訪問により確認する。	発電所相互点検要領書に 明記(予定)	—
	■事例研修会の開催	日常業務へ移行	不適切事例の発生原因の分析結果をもとに、法令・協定遵守の徹底に関するグループ研修を全社員を対象に実施した。今後は、不適切事例を題材に「火力部門技術系社員業務教育要則」に基づき法令教育を計画・実施し、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。	火力部門技術系社員業務 教育要則に規定	—
	■技術習得機会の充実	日常業務へ移行	社外研修会(16コース)への参加支援および資格取得講習会への受講支援を行うとともに、大気・水質監視計器研修内容の見直しを行い実施した。今後は、火力部門ホームページへの掲載および火力部門技術系社員業務教育要則の規定により継続支援・実施する。	火力部門技術系社員業務 教育要則に規定 部門部長通達に記載 部門ホームページに掲載	—
	■記録改ざん防止対策の確実な実施	再発防止として実施 (現行内容継続)	19年度に策定した「改ざん防止対策とそのチェックが可能な仕組み」を環境管理システムへ織り込み実施し、環境内部監査により、改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。	環境管理システムに規定 (予定)	—
■委託・請負業務の健全な取引関係の適正性の確保	再発防止として実施 (評価未実施)	第三者機関による牽制機能と検査業務の適正性確保のための仕組みについて、環境管理システムおよび業務委託契約書に織り込み運用し、環境内部監査により適正に運用されていることを確認する。また、19年度に実施した第三者機関による測定の結果に基づき実効性の評価を行うとともに、測定の信頼性を期すため、第三者機関による2回目の測定を実施し、最終評価を行う。	環境管理システムに規定 (予定)	グループ委託先と第三者 機関のデータ突合せを行 い妥当性を確認 (H20/12) 環境内部監査により運用 状況を確認・評価 (H20/12)	

平成20年度 再発防止対策具体的行動計画の概要

※網掛け部分が平成20年度具体的行動計画

【原子力設備】

三つの柱	施策名	H20年度の取り組み	施策の概要	継続実施の担保	評価方法 (評価未実施施策のみ)
A 不正をしない意識・正す姿勢	■AP1：QMS高度化活動の実施 C (1) 総括組織のあり方検討 C (2) QMS文書の変更 C (3) 文書・活動のスリム化	日常業務へ移行	品質保証総括組織の設置や、新たな業務の仕組みをQMS文書として再構築し、H20年2月より運用を開始した。 今後も、QMSによりPDCAサイクルを廻し、継続的な改善（業務の実施状況は内部監査でチェックするとともに、マネジメントレビューで改善策を決定し、業務へ反映）を行う。	QMS文書化	—
	■AP2：確実な予防保全の実施 B (1) 保全プログラムのレビュー B (2) 設計・開発の改善 B (3) 保守管理要員の教育訓練 B (4) 確実な予防保全の実施		島根1、2号機の予防保全5ヵ年計画を策定した。 今後、経営会議へ付議するとともに、長計、中計へ予算反映する。 中計通達については、QMSにより業務実施計画に織り込み、マネジメントレビュー等のQMS上のシステムを使い予防保全工事の実施を確実にフォローしていく。		—
	■AP3：確実な不適合管理、是正処置、予防処置の実施 B (1) 不適合管理、是正処置、予防処置のシステム検討 B (2) 根本原因分析的確な実施		根本原因分析の体制を構築しH19年12月より運用を開始するとともに、新たな不適合管理等をQMS文書として構築し、H20年2月より運用を開始した。 今後も、QMSによりPDCAサイクルを廻し、継続的な改善を行う。また、年2件程度の根本原因分析を実施する。		—
B 不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	■AP4：効果的なマネジメントレビューの実施 C (1) マネジメントレビューのシステム構築（日常業務化） C (2) 効果的なマネジメントレビューの実施（同上） A (3) 品質方針の改正（同上） C (4) 内部監査のあり方	再発防止として実施（現行内容継続）	効果的なマネジメントレビュー実施のためシステム、内部監査に係るシステムは、QMS文書として構築し、H20年2月より運用を開始した。 QMS改善のための自己評価制度について、今後、国内外事例の調査・検討を実施するとともに有効性を評価し、導入可否を判断する。	原子力安全文化醸成要則に記載（一連の醸成活動を実施し、その後、見直し）	—
	■AP5：良好なコミュニケーションと明るい職場創り B (1) 内部コミュニケーションの改善（日常業務化） C (2) 外部コミュニケーションの改善（同上） C (3) 情報共有ルールの特化（同上） A (4) 安全文化醸成施策の実施		内部コミュニケーション等に係るシステムは、QMS文書として構築し、H20年2月より運用を開始した。 原子力安全文化醸成のための体制を文書化し、H19年12月より運用を開始した。また、安全文化の評価指標を策定し、活動の年度評価を完了した。 今後、原子力安全文化醸成の定着度合いをアンケートにより経年的に把握し、必要により追加施策の検討（実施）する。		—
	■AP6：各種教育・訓練の充実および技術伝承による人材育成 C (1) QMSの教育の改善（日常業務化） C (2) 品質保証センターによる活動支援（同上） C (3) 技術継承施策の実施		各種教育（QMS、法令遵守のための保安教育）等の実施をQMS文書へ反映し、次年度も計画を策定し実施していく。 新たな力量の明確化については、H20年度中に導入するため、今後、教育内容を策定し、QMS文書化を進める。		—
C 不正をさせない業務運営	■AP7：調達管理の改善 C (1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善 C (2) 規制／他電力における動向把握 C (3) 調達管理要領の見直し C (4) 発注仕様書の見直し C (5) 保安の措置のために講ずべき措置 C (6) 委託における検査業務の適正性を確保するためのルールの設定	日常業務へ移行	調達管理に関する見直し、改善方策は、QMS文書として構築し、H20年2月より運用を開始した。 今後も、QMSによりPDCAサイクルを廻し、継続的な改善を行う。	QMS文書化	—
	■AP8：国からの行政処分その他に対する対応 C (1) 原子炉主任技術者の独立体制（日常業務化） C (2) 保安規定の変更（同上） C (3) 検査制度の見直しに対する対応（同上） C (4) 直近の定期検査における特別な検査への対応（評価未実施） C (5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応（完了） C (6) 制御棒引き抜け等の報告義務化（現行内容継続） C (7) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開（評価未実施）	再発防止として実施（現行内容継続）	原子炉主任技術者の独立体制など国からの行政処分に関する取り組みは、H19年12月までに原子炉施設保安規定の認可を受け、運用を開始した。 制御棒引き抜け防止に関する設備改造については、基本方針の策定を完了しており、今後は本方針に基づき、定期検査時期に合わせて工事を実施し、完了の予定（2号機：H20年11月、1号機：H21年7月）。	業務運営方針書に記載（工事完了により、再発防止完了とする）	—
		(評価未実施)	「直近の定期検査における特別な検査への対応」については、島根2号機は完了（H19/8）しており、島根1号機も現在実施中の定期検査を終えることで完了する予定（H20/5）。 「原子力発電施設の保安検査結果の公開」については、H20年3月に受検した保安検査結果の公開を実施することで完了する予定（H20/4）。	—	(対策実施により完了)